

【被扶養者確認調書 Q&A】

【健康保険 被扶養者とは】

主として被保険者の収入により生計を維持されている方（日本国内に住所を有する3親等内の親族に限ります。また、被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外の場合は、被保険者と同居している方に限ります。）で、以下の基準に該当する方

◎同居の場合：認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円未満）かつ被保険者の年間収入の1/2未満であること。

◎別居の場合：認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円未満）かつ認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと。

Q 1. 被扶養者認定基準に該当しなくなった家族がいるので、扶養から削除したいのですがどうすればよいですか。	A 1. 本調書を被扶養者削除届としてご利用いただけます。 「㊟被扶養者でなくなった日」「㊟異動の理由」欄をご記入いただき、 <u>必ず当該被扶養者の健康保険証を添付のうえ</u> 担当者にご提出ください。 （保険証を紛失した場合は、「被保険者証 減失届」を添付してください。「被保険者証 減失届」は当組合のホームページから印刷することができます。）
Q 2. 収入のない被扶養者については、収入の証明書類は何を添付すればよいですか。	A 2. 令和6年度の課税証明書（非課税証明書）を添付してください。 お住まいの市町村の役所で（マイナンバーカードの登録手続きが済んでいればコンビニエンスストアなどでも）入手できます。 今現在入手できる最新のもの（令和6年度分）をお願いします。
Q 3. 年金生活の両親を扶養しているのですが、両親は無職なので、収入証明書類は「非課税証明書」で良いですか。	A 3. 年金を受給されている方については「年金額改定通知書」や「年金振込通知書」 <u>（いずれも必ず最新のものの）</u> など年金額のわかるものの <u>写し</u> を添付してください。 写しは、 <u>①受給金額②受給者の氏名</u> 、が確認できるようにとってください。
Q 4. 自営業・個人事業主・フリーランスなどの家族について、収入証明書類は何を用意すればよいですか。	A 4. 令和6年分の確定申告書の写しをご提出ください。経費の詳細等も確認するため、第一表・第二表だけでなく <u>収支内訳書等も必ずご提出ください。</u> 電子申告（e-Tax）された場合は、控えをプリントアウトしたものをご提出ください。
Q 5. 子どもを扶養に入れているが、既に就職が決まっておりますので扶養から抜く予定なので、証明書類等は提出しなくてもよいですか。	A 5. 令和6年中における被扶養者資格について確認するため、扶養から削除する予定の方であっても、証明書類はご提出ください。
Q 6. 現在単身赴任中なのですが、赴任先の住所と家族の住んでいる自宅の住所、健保へはどちらを届ければよいですか。	A 6. 住所は住民票に登録されているものをお届ください。ただし住民票住所と実際に住んでいる住所が異なる場合は、その旨を明記し、住民票住所と居所の両方を届出てください。
Q 7. 既に扶養削除したはずの家族の名前が載っている、住所が違う、氏名のフリガナが違う、など記載情報が誤っている場合はどうすればよいですか。	A 7. 本調書は、令和6年11月20日時点で当組合に登録されていたデータを基に作成しています。それ以降に変更届・訂正等をご提出いただいた分については本調書には反映されておりませんのでご了承ください。 上記以外で記載情報に誤りがある場合は、データを訂正する必要がありますので、別途、変更届・訂正届等をご提出ください。（各種変更届・訂正届の用紙は、当組合のホームページから印刷することができます。）